

あけまして
おめでとう
ございます



花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047(341)8811
Fax: 047(341)8080

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月
分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合)
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)
1月31日

ワンポイント 軽自動車車検時の納税証明書が不要に

令和5年1月より、軽自動車税の納付確認に係る新システム（軽JNKS）が導入され、市区町村が賦課徴収する軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムが運用されます。これにより、軽自動車の継続検査を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となります。

医療費控除と セルフメディケーション税制 ～控除対象となる

支出の確認と注意点～



令和4年分の所得税の確定申告時期がまもなく到来しますが、還付申告に関しては1月から始まっています。

今回は、還付申告の中でもボピュラーナものである医療費控除等の留意点について、改めて確認していきたいと思います。

二 医療費控除を受けるための手続き

申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。領収書を添付

【医療費控除の対象となる金額】

(実際に支払った 医療費の合計額 - 下記① の金額) - 下記② の金額

- ① 保険金などで補てんされる金額
生命保険契約などで支給される入院費給付金
や健康保険などで支給される高額療養費・家族
療養費・出産育児一時金などで、その給付の目
的となった医療費の金額を限度として差し引か
れ、引ききれない金額が生じた場合であっても
他の医療費からは差し引かない

② 原則として10万円。ただし、その年の総所
得金額等が200万円未満の場合、総所得金額等
の5%の金額

他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができる制度です。控除の対象となる金額は、次のとおりです。

する必要はありませんが、申告期限から5年を経過する日までの間、税務署より提示または提出を求められる場合があるため、保管が必要となります。

なお、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会、健康保険組合等の医療保険者から交付を受けた「医療費通知（医療費のお知らせ）」がある場合は、それを添付することによって、明細書の記載を一部省略することができます。

e-Tax の場合は、明細書に入力して送信することにより、医療費通知の添付は省略できます。

e - Tax の場合は、明細書に入力して送信することにより医療費通知の添付は省略できますが、前述同様の保管が必要です。

三 控除の対象となる医療費

次のような、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

・ 医師または歯科医師による診療または治療の対価

- ・ 医師または歯科医師による診療または治療の対価
- ・ 治療または療養に必要な医薬品の購入の対価
- ・ 病院、診療所または助産所などへ収容されるためのサービス

四、その他、控除の対象となる

前述の医師等による診療、治療、施術または分べんの介助を受けるために直接必要なもので、次のような費用も対象とされています。

- ・ 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの（自

- ・介護福祉士等による一定の啓発
- ・療養引および経管栄養の対価
- ・介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
- ・高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一定の特定保健指導の対価

ス等の提供の対価 治療のためのあん摩マッサー
ジ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価
保健師、看護師、准看護師等による療養上の世話の対価
助産師による分べんの介助の

家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は除きます)

対象となります
美容整形の費用

医師等に支払う謝礼金

美容整形のための歯列矯正費用

(ただし、子供の成長を阻害しないために行う不正咬合の矯正等は対象となります)

通常(近視・遠視)のメガネの購入費用

自己の都合で希望する特別室の差額ベッド代

医師やマッサージ指圧師等の資格のないカイロプラクティックによる施術費用

明らかにする書類(氏名、取組を行った年、その実施機関等の記載のあるもの)を添付する必要があります。

予防への取組として右下表のような一定の取組を行っている場合、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費

医師によつて処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スピーチOTC医薬品)等の購入費をいいます。

セルフメディケーション税制の対象商品ではあります。

申告書を提出する際に、セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行つたことを

おもつ代(この場合には、医師が発行した「おもつ使用証明書」が必要となります)

レーシック手術に係る費用

外れますので注意が必要です。

・インフルエンザなどの予防接種の費用

・ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金(風邪をひいた場合の市販の風邪薬などの購入代金は対象となります)

・人間ドックの費用(ただし、重大な疾病が発見され、引き続きその治療を行つた場合は

五 控除の対象とならない費用

次の費用等は、控除対象から外れますので注意が必要です。

・インフルエンザなどの予防接種の費用

・ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金(風邪を

ひいた場合の市販の風邪薬などの購入代金は対象となります)

(1) 制度の概要

セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病的予防への取組として右下表のように

うな一定の取組を行つている場合、本人または本人と生計を一

にする配偶者その他の親族のために

特定一般用医薬品等購入費

明らかにする書類(氏名、取組

を行つた年、その実施機関等の

記載のあるもの)を添付する必

要があります。

・(2) 適用を受けるための手続き

申告書を提出する際に、セル

フメディケーション税制の明細

書、一定の取組を行つたことを

おもつ代(この場合には、医師が

発行した「おもつ使用証明書」が

必要となります)

・(3) 特定一般用医薬品等購入費の範囲

医師によつて処方される医

薬品(医療用医薬品)から、ドラッグ

ストアで購入できるOTC医

薬品に転用された医薬品(スピ

ーチOTC医薬品)等の購入

費をいいます。

・(4) 控除される金額

実際に支払った特定一般用医

薬品等購入費の合計額(保険金

などで補填される部分を除きま

す)から、1万2000円を差し引いた金額(最高8万800

0円)とされています。

・(5) 留意点

この制度は医療費控除の特例

であり、前述の医療費控除とは

どちらか一方の選択適用となり

ますのでご注意ください。

対象となります
美容整形のための歯列矯正費用
傷病により概ね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おもつを使う必要があると認められるときのおむつ代(この場合には、医師が発行した「おもつ使用証明書」が必要となります)

・(6) 勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診)

・特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導

・市町村が健康増進事業として実施するがん検診

【一定の取組の例】

健康保険組合、市区町村国保等が実施する人間ドック、各種健(検)診等

・予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種など)

・勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診)

・特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導

・市町村が健康増進事業として実施するがん検診

る旨が表示されており、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示すような識別マークが掲載されています。
なお、人間ドックなど、一定の取組に要した費用は対象となりません。

実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金などで補填される部分を除きまして)から、1万2000円を差し引いた金額(最高8万800円)とされています。

この制度は医療費控除の特例であり、前述の医療費控除とはどちらか一方の選択適用となりますのでご注意ください。

セルフメディケーション

税控除対象

【参考資料】
国税庁
タックスアンサー
「医療費を支払ったとき」



運転免許返納の恩恵

運転免許を自主返納する人が増えています。車は地方では農業など生活必需品なので免許返納すれば生活が不便になる可能性が高いですが、都市部では公共交通機関が整備されているため免許返納は支出を減らすことができる選択肢の一つです。

車を保有している場合、2~3年に一度車検を受けなければなりません。その際、点検・整備費や加入義務のある自動車損害賠償責任保険（自賠責）の保険料、自動車重量税がかかります。車検時以外でも12カ月点検費、故障時の修理代、タイヤやオイル交換の消耗品代が必要です。自賠責ではカバーできない補償に備える任意保険の保険料、毎年払う自動車税もあります。さらに、ガソリン代や駐車場代も月々かかる場合もあります。合計で年間40~50万円となり、車を手放すとこれだけ支出がおさえられることになります。

2012年4月以降、運転免許証を自主返納したときに交付される「運転経歴証明書」は期限なしの本人確認書類として銀行窓口などで使用できるようになりました。高齢ドライバーによる事故が年々増えていることから各自治体や都道府県警では、免許返納を促すため独自の特典が用意されています。

運転ができなくなる不便さを解消するために電車やバスの公共交通機関の割引は勿論のこと、各自治体の対象地域の事業者がタクシー乗車料金を10%割引するケースも多くみられます。

最近では、特典内容がさまざまな企業・団体に広がり、たとえば高島屋では商品の自宅配送が無料になったり、金融商品の金利が優遇されるなど金融サービスにまで広がってきています。各自治体は運転免許自主返納をサポートしてくれる企業を募集しており商品の割引、入場料等の割引など高齢者に喜んでもらえるユニークな提案を求めており、今後さらに充実しそうです。

Z世代の「イミ消費」

Z世代とは1990年代後半から2000年代に生まれ2023年1月現在12~23歳の年齢ですが、この先消費の主体となっていくZ世代の消費行動の特徴を知ることは成長戦略に欠かせません。

Z世代は幼少期からWEBやSNS、動画共有サービスを駆使しデジタルネイティブとも言われ、物を所有することにこだわらないため「モノ消費」より体験重視型の「コト消費」に強い関心があります。また、個性を尊重しジェンダーや社会問題にも関心が強いことから、商品やサービスの機能に社会的・文化的な価値を付加した「イミ消費」が消費行動の特徴です。商品やサービスが産まれるまでのストーリーやエピソードを伝え物語性を付与して共感を呼び込むアプローチが必須です。

モノを購入することで、いいコトを体験できるだけでなく間接的に貢献できることに意義を感じるZ世代の消費の在り方は、ますます広がるでしょう。

最近の大学生は、一方的な講義は長時間苦痛、情報が薄く眠くなるなどの理由でオンライン講義を倍速視聴する学生が半数を超えるといいます。捻出した時間を他の学習、バイト、趣味に充てるそうです。倍速にすることで教育効果が落ちないのでしょうか。動画倍速再生と教育効果についての相関性はカリフオルニアアカデミー

大学のディロン・マーフィー氏が学生ら231人を対象に実験を実施し、「動画を倍速で見ても学習理解度は変わらない」という結論が出されています。もし、動画倍速再生を企業の教育・研修にも活かすことができれば、時間や場所にとらわれずに再生可能、会場費や人件費を削減できるなど、社員にも企